

令和 2 年度事業計画

(総務部)

1. 組織・体制の見直し

本会の各部組織運営・業務執行体制を継続的にチェックし、業務の円滑化に努める。

2. 事務局業務について

事務局の事務処理の合理化、円滑化を進め、業務の適正な運営に努める。

3. 支部活動への支援

支部開催の研修会・相談会等への財政的支援等をする。

4. 関連団体への支援

公嘱協会、リーガルサポートに対し、事務処理の支援をする。

5. 登録・届出事務

正確かつ迅速に行う。

6. ホームページの管理

会則・規則等の変更、各種相談会の実施予定などについて、会員に最新の情報が提供できるよう管理を行う。

7. 会員名簿の発行

顔写真入りの会員名簿を発行する。

8. 会員への情報提供・通知

会員への情報提供・通知を確実迅速に行う。また、情報提供や通知をメールで受け取ることのできる会員の増加を促進する。

9. 会館および事務局の整理・整頓

事務局内の書類、記録および備品等の整理・整頓に努める。また、資料目録の調整について検討する。

10. 防災対策・危機管理

- ① 防火防災訓練の実施
- ② 緊急時連絡方法の検討・改善
- ③ 本会の記録・資料等の保管方法の検討

11. 四国ブロック会担当国会議・意見交換会

四国ブロック会の各部担当者会・意見交換会に担当者を派遣し、協議・意見交換を通じて四国ブロック他県会との連携を深める。

12. 非司法書士実態調査

今年度も実施したい。

13. 法務局等との協議、情報収集

必要に応じて協議の場を設けたり、適時適切な情報収集に努める。

14. 事務局職員に対する研修

事務局職員に対し、司法書士業務への理解を深めるための研修を行う。

15. その他

(経理部)

令和2年度 収支予算編成の概要(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

I. 事業活動予算について

1. 事業活動収入のうち、定額会費は年額26万4000円の個人会員が142名で3748万8000円、年額26万4000円の法人会員が4名で105万6000円、年額18万円の減額個人会員が2名で36万円、年額15万円の減額個人会員(途中入会者予定)が2名で30万円として計算し、3920万4000円である。

その他の収入は、前年度に準じて計算し、総額は4497万3000円である。

2. 事業活動支出の予算額を4264万8840円とした。令和元年度決算額は3901万3304円であった。令和2年度は会館入口側壁修理等を予定しているため100万円を、その他は令和元年度実績にそった予算を計上した。

II. 投資活動予算について

特定預金支出で、退職給与引当預金として62万8000円を、会館維持引当金として700万円を、財務調整引当金として300万円をそれぞれ計上した。

III. 経理部の業務について

1. 司法書士賠償責任保険および火災保険の相見積もりの実施。

2. 下記の業務を遂行し経理事務の適正化に努める。

①公認会計士による毎月の外部監査

②毎月の給料支払日において、タイムカード、給料等のチェック

③領収証の原本、支払伝票、元帳等のチェック

④手元現金については毎日郵便局へ入金。現金残額と現金出納帳の額を照合確認する。

⑤会費納入期日の遵守を徹底する。

⑥会費減免申出に対して規程により適正に対応する。

⑦一般社団法人徳島県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート徳島支部、日本司法書士制度推進連盟徳島会と業務委託契約を締結する。

IV. 新会館に係る対応

新会館建築の基本方針を推進するため、会館用地候補地情報の収集に努め、好物件情報については迅速な対応ができるよう常任理事会や会館推進委員会との情報共有に努める。

(企画部)

1) 研 修

1. 今般の司法書士法改正において、司法書士の使命規定が新設された。このことにより、司法書士は「法律事務の専門家」であり、「国民の権利擁護の担い手」であることが明確に規定されたわけである。この使命規定を空文化させずに司法書士としての使命を果たしていくためにも、とりわけ倫理の涵養と業務遂行能力の向上を目的とした研修受講体制の構築が不可欠となる。

当会においても、今年度の定時総会において研修規則の改正案を上程しているが、単位取得義務を明確化し、研修受講体制を強化することを目指すこととなる。

従来通り幅広い分野の中から、会員のニーズや法改正などの新しい情報・動向もふまえつつ、企画部として「司法書士が業務を行う上で学ぶべき」と考えるテーマを取り上げていく。

その上で、会員の単位取得について、

①達成率を全国平均以上とすること

②0単位率を全国平均以下とすること

を目標に、引き続き会員各位に各種研修への積極的な参加・受講を呼びかけるとともに、各支部の協力を得ながら、次のような具体的方針・方策でもって、会員の研修単位取得を支援・促進したい。

2. 具体的方針・方策

① 研修のテーマ・講師等について

研修のテーマについては、司法書士業務の多様性を鑑み、幅広い分野から、適切なテーマを選定したい。その中で、実務に直結する内容や法改正など、会員の関心が高いと思われるテーマを積極的に採用していく。

講師については、日司連から派遣していただくことが主になると思われるが、本会会員や県内他士業、法務局・裁判所職員など幅広い選択肢の中から適切な講師を選定したい。

また、日司連作成の研修用DVD等も、そのテーマを勘案しながら柔軟に活用していくこととする。

昨年度は、集合研修での倫理研修が1回しか開催できなかったため、単位不足者が増加したので、今年度は複数回開催することを予定している。

② 地域開催研修

本会研修開催場所として、司法書士会館やアスティ徳島等を主として使用するが、遠隔地の会員の事情を考慮して、徳島西部及び南部での地域開催研修を開催する予定である。

③ DVD研修（支部DVD研修）

DVD研修の開催を、今年度も引き続いて県内各支部に委嘱し、お願いすることとする。支部単位での開催となり、開催場所も各支部の地域内となることで、参加が容易になり、研修単位がより取得しやすくなるものとする。開催日、研修テーマ等は支部単位で決定していただくこととなるため、支部長はじめ支部の協力が不可欠である。会員の研修単位取得のため、是非ご協力をお願いしたい。

④ オンライン研修システム利用の促進

すべての会員は、日司連ホームページにてオンライン研修（日司連研修総合ポータル内の『研修ライブラリ』、『eラーニング』）を受講することが可能である。この研修は、会場に集合することなく、いつでも、各会員が最も必要とする分野の研修を受けられることが特徴である。このシステムを利用することで、必須となる12単位の研修単位を取得することがより容易になると考える。今年度も、オンライン研修システムの利用促進に力を入れていきたい。

⑤ 研修日程の早期決定

会員の本会研修参加をより容易にするため、今年度中の本会研修の開催日（原則として全ての開催日）を早めに決定し、決定後速やかに各会員に通知することとする。研修の詳細は、少なくとも研修の1ヶ月前には「研修通信」として各会員にお知らせしたい。

⑥ アンケートを基にした研修企画の検討

研修会の際に集計したアンケートを基に、研修の企画・運営について、さらに検討を重ねていきたいと考える。会員各位におかれては、出欠届の提出、研修当日のアンケートの提出など、運営に対するご協力をお願いしたい。

⑦ 研修研究委員会の活性化及び同委員会との連携

昨年度は研修研究委員会が企画する研修会は開催できなかったが、研修内容の企画・提案・講師担当等を積極的に研修研究委員会に依頼し、委員の持つ知見を研修に活かしたいと考えている。

3. 以上のような方針・方策のもと一年間の研修事業を実施していく予定であるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当面は集合研修の実施が困難と思われる。事態が収束し、集合研修が開催できるようになるまでは、上

記2④のオンライン研修を積極的に利用していただきたい。

2) 対外・広報活動

「司法書士会事業の広報活動」及び「司法書士制度の広報活動」の二つの事業を中心とした情報発信の実施，並びに関係機関等との連携を強化。

1. 司法書士会事業の広報活動

①相談会広報

徳島新聞等のマスコミを利用した広報及び各市町村広報誌への掲載依頼。

常設相談会のPRとしてチラシ・ポスターを配布。

相談会のテーマに関するセミナーの開催や講師派遣を検討。

②ホームページによる広報

③徳島中央郵便局「デジタルサイネージ」の広告放映を利用し、一年間を通して総合相談センターの広報を行う。

2. 司法書士制度の広報活動

①法律出前講義

若年者への消費者問題等における被害の予防及び司法書士制度の広報を目的とし，法律問題に関する出前講義を実施する。

②親子法律教室の開催

令和4年4月1日より成年年齢が引き下げられ、18歳から成人として扱われることとなり、親権者の同意がなくとも各種契約行為を単独で行うことが可能となる。若年成人の消費者被害を防止し、また、消費者被害に遭った際の解決方法や相談方法を知っておくことが重要となるため、年齢が低い頃から法律そのものや法的思考に触れる機会を設けるため、親子参加型の法律教室を開催する。

③マスコミ等及びホームページによる広報

徳島新聞等のマスコミを利用した司法書士制度の広報，ホームページによる司法書士制度の情報発信。

3. 対外活動

①必要に応じた法務局，裁判所，地方自治体等との協議及び情報収集

②他の司法書士会，他士業等との交流，意見交換及び情報収集

(相談事業部)

1. 相談活動

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、県内で本会が開催している相談会は、4月中旬以降に順次一時休止するという措置を講じなければならない状況である。

事態が収束し、通常と変わらず相談会を開催することができるようになれば、例年通り、総合相談センターの相談を中心に、常設・常設以外の相談会について積極的に事業執行していきたいと考えている。

また、今年度は、長期相続登記未了土地解消作業に関連した相談会についても開催を考えている。

下記に記載された具体策以外の相談会の開催についての要望があれば、参考にさせていただきたいので、会員各位より積極的なご意見を頂戴したい。

【具体策】

- ① 総合相談センター相談
- ② 夜間無料電話相談
- ③ 各支部による相談（常設相談会の他、「相続登記はお済みですか月間」などの仮設相談会の開催）
- ④ 司法過疎地域等への出張相談，県境相談会
- ⑤ リーガルサポートや青年司法書士協議会など関連団体との共催による相談会
- ⑥ 各種団体の主催する法律相談会への相談員の派遣

（研修研究委員会）

今年度も引き続き、研修部及び企画部等との連携を深め、研修事業等に補佐及び助力することによって、会員の能力の向上と業務の円滑化に寄与する。

1. 会員の日常業務の中における疑問点に対して、それを解決できる対応を行う。
2. 当会が行う研修事業に関して助力する。
3. 裁判所・法務局との実務協議会の企画・開催
4. 業務上の参考となる事項又は注意点等を研究し会員に伝達する。

（会館推進委員会）

会館に関するあらゆる問題に対処する。

会館建設の具体的検討の成果をめざす。

（綱紀調査委員会）

一、調査事案について、厳正に対応する。

二、調査方法について、検討する。

（紛議調停委員会）

紛議調停の申立があれば、関係者らから事情を聞きとり、問題点を解決すべく対応する。